

岐阜県総合医療センター保育施設こぼと 電気需給契約書（案）

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、岐阜県総合医療センター保育施設こぼとで使用する電気の需給について下記条項により契約を締結する。

第1条（総則）

1. 乙は、別紙仕様書及び図面に基づき、甲で使用する電気を需要に応じて供給しなければならない。
2. 前項の仕様書及び図面に記載されていない事項については、甲乙協議して定める。

第2条（権利業務の譲渡等）

乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

第3条（需要場所・契約種別・供給電圧・契約電力・受給開始日・受給地点）

1. 甲が本契約に基づき電気を使用する場所は別紙1「対象物件」による。
2. 甲が本契約に基づき使用する電気の契約種別等は、別紙1「対象物件」による。
3. 受給開始日は、別紙1「対象物件」に記載のとおりとする。
4. 需給地点は別紙1「対象物件」による。

第4条（契約保証金）

契約保証金は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター契約事務取扱規程39条により免除する。

第5条（計量および算定）

甲の需給電力、月間需給電力量の算定は、次の各号の方法により行う。

1. 需給電力の算定は、30分ごとに行い、需給地点の電力量計の読みにより行う。ただし、供給電圧と計量電圧が異なる場合、需給電力は、計量値を所定の損失修正率によって修正したものとする。
2. 月間需給電力量の算定は、需給地点の電力量計の読みにより行う。ただし、供給電圧と計量電圧が異なる場合、月間需給電力量は計量値を所定の損失修正率によって修正したものとする。
3. 月間需給電力量の計量期間は中部電力ミライズ株式会社が定める検針日の日程「11」の期間とする。ただし、需給開始、及び需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の検針日までの期間または需給契約が消滅した日の属する月の検針日から消滅日の前日までの期間とする。
4. 電力量計の故障等により電力量を正しく計量できなかった場合、または再検定その他のため電力量計を取り外している場合は、甲と乙とが協議のうえ、需給電力、月間需給電力量を決定する。

第6条（検査）

1. 乙が供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。
2. 前項の検査は、検針日に行うものとする。
3. 検針日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は1月2日、1月3日若しくは12月29日から12月31日まで（以下「閉庁日」という。）に当たるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日に検査をするものとする。この場合において、当該検査は、特段の事情がない限り、前項の検針日に行ったものとみなす。
4. 検査の方法その他その実施のために必要な事項は、設置されている計量器の状況等に応じて、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

第7条（資料の提出）

乙は、甲が電力の使用及び電力料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提出するものとする。

第8条（料金）

電力料金には、次の各号に掲げる額（以下「基本料金」という。）に、別紙2「料金表」に定める該当する電力量料金単価に使用電力量を乗じて得た額（以下「電力量料金」という。）を加算した額とする。また、基本料金は、乙の約款によって算定される力率割引又は割増を行うものとし、電力量料金は、乙の約款によって算定される燃料費調整額を差し引き、又は、加えるものとする。

ただし、力率については、電気料金算定時において、一律90%として、算出するものとする。

- (1) 従量電灯Cは、契約容量に契約単価を乗じた額
- (2) 低圧電力は、契約電力に契約単価及び力率を乗じた額

第9条（料金の算定）

1. 料金は次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定する。
 - (1) 月の途中で電気需給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - (2) 月の途中で契約条件の変更等により料金に変更が生じた場合
2. 前号各号の場合の基本料金は、次の算式により日割り計算を行うものとする。
$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$
3. 1. ①の場合により日割計算をするときには、日割計算対象日数には開始日及び再開日を含み、停止日及び消滅日を除く。

第10条（料金の支払い義務及び支払期日）

1. 甲の料金支払い義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生する。ただし契約が消滅した場合は消滅日とする。
2. 甲は料金を支払い義務発生日の翌日から起算して30日目までに支払う。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が金融機関の休業日の場合には、支払期日は翌営業日とする。

3. 料金が支払期日までに支払われない場合、甲は支払期日の翌日から起算して支払の日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10%の延滞金利を加算して支払う。

第11条（契約電力の変更）

1. 別添仕様書に定める契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。
2. 甲が前項の規定によらないで、契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて、甲乙協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として支払うものとする。
3. 前号に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

第12条（使用電力量の増減）

甲の使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

第13条（契約単価の変更等）

1. この契約締結時において予測することのできない経済事情その他の情勢の変化により物価の変動等を生じ、そのため契約単価が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。
2. 前項の協議は、文書をもって、相手側に申し入れるものとする。
3. 電力量料金契約単価の算定の基礎となる燃料費の変動が生じた場合は、甲乙協議の上、料金表の電力量料金契約単価を変更することができる。
4. 前項の協議は、乙からの通知をもって代えることができる。ただし、甲が当該通知を受け取った日から5日以内に異議を申し出た場合は、この限りでない。
5. 前項の申出があった場合は、甲乙協議の上、当該契約単価を定めるものとする。

第14条（消費税等相当額）

本契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定により課せられる消費税および地方消費税法の規定により課せられる地方消費税に相当する金額をいう。

第15条（力率の保持）

甲は需要場所の負荷の力率を、90%以上に保持し、軽負荷時には進み力率にならないように努める。

第16条（端数処理）

本契約の定めによって需要最大電力、電力量その他の算定を行う場合の端数処理は次の各号のとおりとする。

1. 需給電力、月間需給電力量の単位は1キロワットおよび1キロワット時とし、その端数は小数点第1位で四捨五入とする。
2. 料金、延滞料、超過料金の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で切り捨てとする。

3. 消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てとする。

第17条（有効期間）

本契約の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとする。

第18条（甲の契約解除権）

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。
 - (1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めたとき。
 - (2) 第2条の規定に違反したとき。
 - (3) 乙又はその使用人が検査もしくは監督に際し職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき。
 - (4) 破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
 - (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難となると見込まれるとき。
 - (6) その他、業務に着手し又は業務を遂行することが、困難とみられる事由が発生したとき。
 - (7) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。
2. 甲は、乙が前項各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を徴収する。

第18条の2（談合その他不正行為による解除）

1. 甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁

止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (5) 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

第18条の3（談合その他不正行為があった場合の違約金等）

1. 乙は、本契約に関し、前条第1項各号の一に該当するときは、甲が本契約を解除するか否かを問わず、甲に対して違約金及び違約罰として契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合、その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
2. 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金及び違約罰を合計した額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
3. 前2項の規定は、本契約の終了後においても適用があるものとする。

第18条の4（暴力団排除措置による解除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 乙の役員等（地方独立行政法人岐阜県総合医療センターが行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し

ていると認められるとき。

- (6)乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (7)乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (8)乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。
 - (9)乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (10)乙が、二から八までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（八に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
2. 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 3. 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第19条（乙の契約解除権）

1. 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1)第12条の規定により業務内容を変更したために、契約金額が3分の2以上減少したとき及び業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。
 - (2)甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。

第20条（損害賠償の負担）

1. 乙は、天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電等により、乙が甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
2. 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

第21条（損害金、違約金又は損害賠償金の控除等）

1. 乙がこの契約に基づく損害金、違約金又は損害賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を指定する告示に定める利率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
2. 前項の規定による追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を指定する告示に定める利率を乗じて計算した額の延滞金を追徴する。

第22条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の当事者である相手方の了解を得た場合を除き、本契約及び本契約に付随して甲乙間にて締結される契約に関する事項について、第三者に開示してはならない。

第23条（契約外の事項）

この契約書に定めない事項については、乙が定める約款の規定によるものとする。
ただし、規定のない場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 岐阜県岐阜市野一色4丁目6番1号
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
理事長 桑原 尚志

乙